第一種フロン類充填回収業者
登録申請の手引き

１．記入に際して

（1）　申請書等にもれなく記入のうえ、提出書類一覧表によりチェックした後、提出して下さい。

（2）　提出部数は１部です。（申請者において提出書類の控えを保管してください）

２．申請に伴う登録申請手数料

（1）　第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料　５，０００円（更新時は4,000円）

（2）　手数料は、石川県証紙で納入票にはり付けて下さい。

３．提出先

石川県環境部環境政策課（TEL　076-225-1463）
〒920-8580　金沢市鞍月１丁目１番地

平成 27 年 4 月

石川県環境部環境政策課

提 出 書 類 一 覧 表

［第一種フロン類充塡回収業者］　　　　　　　　　　（申請者　　　　　　　　　　　　　　　）

提 出 書 類	様　式	ﾁｪｯｸ欄
1．　申請書 （表面と裏面を両面（1枚）にして提出下さい。） ・ フロン類の回収を行う事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。	様式第１	
2．　本人を確認できる書類 ・　個人の場合で外国人である場合は、外国人登録証明書の写し （外国人以外の場合は、県において住民基本台帳ネットワークシステムで確認するため、住民票の写しは不要です） ・　法人の場合は、発行日より３ヶ月以内の登記事項証明書		
3．　フロン類回収設備の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること）を証する書類 ・　自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写し ・　自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等　のうち、いずれかの写し		
4．　フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 申請書に記載された以下の事項について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。 〇 フロン類の回収設備の種類 CFC 用、HCFC 用、HFC 用、CFC･HCFC 兼用、CFC･HFC 兼用、HCFC･HFC 兼用、CFC･HCFC･HFC 兼用 〇 回収設備の能力 200g/min 未満、200g/min 以上		
5．　申請者（法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第29条第１項の各号に該当しないことを説明する書類（誓約書）		
6．　その他 ･フロン類の充塡･回収に携わる者が所有する資格を示す書類(任意) 法に定める登録申請の添付書類ではありませんが、フロン類の充塡･回収の基準として、「フロン類の充塡･回収に当たっては、十分な知見を有する者が、充塡･回収を自ら行うか、又は立ち合うこと」が定められていますので、十分な知見を有する者の資格を示す書類（資格･講習会修了証の写し等）の添付をお願いします。 〇充塡に係る十分な知見を有する者（A～C のいずれか） A　冷媒フロン類取扱技術者 ア　第一種冷媒フロン類取扱技術者（日本冷凍空調設備工業連合会） イ 第二種冷媒フロン類取扱技術者（日本冷媒･環境保全機構） B　一定の資格等を有し、かつ、充塡に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者 ウ　冷凍空調技士（日本冷凍空調学会） エ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械） オ 上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者 カ 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会） キ　高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 ク　自動車電気装置整備士（ただし、平成 20 年 3 月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成 20 年 3 月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。） C 十分な実務経験を有し、かつ、充塡に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者 〇回収に係る十分な知見を有する者（主なもの） 上記のア、イ、ウ、エ、カ、キ、クに加え、 ケ　冷媒回収推進･技術ｾﾝﾀｰ（RRC）が認定した冷媒回収技術者 コ フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者 サ　技術士（機械部門（冷暖房･冷凍機械）） ※充塡と回収のいずれも行う場合には、両方の十分な知見を有する者に該当する必要があります。		
7．　使用料（手数料）納入票 5,000 円（更新時は 4,000 円）の額面の石川県証紙を納入票にはり付けて下さい。 （証紙は、北国銀行本支店のほか、証紙売りさばき人からお求め下さい。）	石川県証紙条例施行規則別記様式第１号	

※　1　用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
　　2　申請の際は、チェックしたこの提出書類一覧表も添付して下さい。

○登録の基準等について

次の欠格条項のいずれかに該当する場合又は第一種フロン類充塡回収業者に係る登録の基準に適合していない場合は、登録することができません。

登 録 の 基 準 等		チェック欄
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項に定める欠格事項 ※登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は登録できません。		
	一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
	二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	
	三 第35条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者	
	四 第一種フロン類充塡回収業者で法人であるものが第35条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種フロン類充塡回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの	
	五 第35条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者	
	六 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの	
第一種フロン類充塡回収業者の登録の基準(施行規則第9条)		
	一 フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。	
	二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。	
	三 申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充塡量が 50kg 以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、1 分間に 200g 以上のフロン類を回収できるものであること。	

様式第１（第８条関係）
（表面）

第一種フロン類充塡回収業者 登　　録 / 登録の更新 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

年　月　日

石川県知事　　　　　　殿

（郵便番号）
住　所

氏　名　　　　　　　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第２７条第２項 / 第３０条第２項 の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充塡回収業者の 登　　録 / 登録の更新 を申請します。

事業所の名称及び所在地		
	名　称	
	所在地	（郵便番号） 電話番号

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類				
	回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
		CFC	HCFC	HFC
	(1)エアコンディショナー			
	(2)冷蔵機器・冷凍機器			
	フロン類の充塡量が 50kg 以上の第一種特定製品			

充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類				
	充塡の対象とする第一種特定製品の種類	充塡しようとするフロン類の種類		
		CFC	HCFC	HFC
	(1)エアコンディショナー			
	(2)冷蔵機器・冷凍機器			

フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
	設備の種類	能　　力	
		200g/min 未満	200g/min 以上
	CFC 用	台	台
	HCFC 用	台	台
	HFC 用	台	台
	CFC、HCFC 兼用	台	台
	CFC、HFC 兼用	台	台
	HCFC、HFC 兼用	台	台
	CFC、HCFC、HFC 兼用	台	台

（裏面）

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

２　「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

３　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

６　下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充塡を自ら行う者若しくはフロン類の充塡に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

記　載　例

様式第１（第８条関係）
（表面）

第一種フロン類充填回収業者 登　録 / ~~登録の更新~~ 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

平成○○　年　１２月　２５日

石川県知事　　○○　○○　　殿

（郵便番号）123−4567
住　　所　石川県金沢市鞍月一丁目１番地

氏　　名　フロン充填回収株式会社　　印
　代表取締役　回収　太郎
（法人にあっては、名称及び代表者の氏
電話番号　（123)456−7890

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第２７条第２項 / ~~第３０条第２項~~ の規定により、
必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の 登　録 / ~~登録の更新~~ を申請します。

事業所の名称及び所在地		
	名　称	フロン充填回収株式会社　金沢事業所
	所在地	（郵便番号）098-7654 石川県金沢市鞍月一丁目１番地　　電話番号(098)765−4321

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	
フロン類の充填量が 50kg 以上の第一種特定製品		○	

充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能　　力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC 用	3　台	台
HCFC 用	台	台
HFC 用	台	台
CFC、HCFC 兼用	3　台	2　台
CFC、HFC 兼用	台	台
HCFC、HFC 兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC 兼用	台	

該当する欄に○を付ける

50kg 以上の特定製品は、200g/min 以上の設備能力があること

「回収しようとするフロン類の種類」と「設備の種類」が一致していること。

事業所ごとに、所有あるいは使用権限のある設備の台数を記入

記　載　例

（裏面）

備考　1　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

2　「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

3　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

4　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

6　下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充塡を自ら行う者若しくはフロン類の充塡に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

記載例 （県内にフロンの充填・回収を行う事業所が複数の場合の２枚目以降）

様式第１（第８条関係）
（表面）

第一種フロン類充塡回収業者 登　　録 / 登録の更新 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

年　　月　　日

石川県知事　　　　　　　　殿

（郵便番号）
住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

ここは記入不要

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第２７条第２項 / 第３０条第２項 の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充塡回収業者の 登　　録 / 登録の更新 を申請します。

２枚目以降には「事業所の名称及び所在地」以降の欄について記入

事業所の名称及び所在地		
名　称	フロン充塡回収株式会社　小松事業所	
所在地	（郵便番号）098-5467 石川県小松市〇〇2丁目１番１号	電話番号（098）865－4321

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー		○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器		○	
フロン類の充塡量が 50kg 以上の第一種特定製品			

充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類			
充塡の対象とする第一種特定製品の種類	充塡しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー		○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器		○	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能　　力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC 用	台	台
HCFC 用	台	台
HFC 用	台	台
CFC、HCFC 兼用	3　台	台
CFC、HFC 兼用	台	台
HCFC、HFC 兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC 兼用	台	台

記載例 （県内にフロンの充塡・回収を行う事業所が複数の場合の2枚目以降）

（裏面）

備考　1　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

2　「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

3　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

4　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

6　下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充塡を自ら行う者若しくはフロン類の充塡に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

フロン類及びフロン類の充塡・回収方法について十分な知見を有する者

職氏名　小松事業所　業務課長　〇〇　〇〇
資　格　第二種冷媒フロン類取扱技術者

フロン類の充塡・回収を自ら行う者又はフロン類の充塡・回収に立ち会う者の氏名等記入

誓　約　書

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第２９条第１項各号に該当しないものであることを誓約します。

年　　　月　　　日

申請者　　　　　　　　　　　　　　　　印

石川県知事　　　　　　　　　殿

別記様式第１号（第４条関係）

使用料（手数料）納入票

<table>
<tr><td rowspan="2">申請書、願書等
整 理 番 号</td><td rowspan="2">第　　　　　号</td><td colspan="5">科　　　　　目</td></tr>
<tr><td>款</td><td>項</td><td>目</td><td>節</td><td>附記</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年度・会計</td><td rowspan="2">年　度
一 般 会 計</td><td colspan="2">※ 金　額</td><td colspan="3">¥</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">※納　入　理　由</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">※
納
人</td><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（証紙はりつけ欄）

注意　１　証紙はり付け欄に証紙をはり付け、欄が不足するときは裏面を利用してください。
２　※印個所は、納人が記入してください。（申請書等と同時に提出する場合は住所の記入を省略できます。）
３　国の収入印紙と混同しないでください。
４　自己の印章等で割印しないでください。
５　証紙は、北国銀行本支店のほか、証紙売りさばき人からお求めください。

第一種フロン類充塡回収業者の登録後の手続き等について

（１） 登録更新 （様式第１）

・5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。

・更新時の提出書類は新規登録時の提出書類と同じです（ただし手数料は 4,000 円）。

（２） 変更届出 （様式第２）

次の事項を変更したときは、30 日以内に変更届を提出しなければなりません。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名

（アの添付書類）

個人の場合であって外国人の場合→外国人登録証明書の写し

（外国人以外の場合は、県において住民基本台帳ネットワークシステムで確認するため、住民票の写しは不要です）

法人の場合→発行日より 3 ヶ月以内の登記事項証明書

（登記事項証明書の内容が、変更履歴を確認できるもの「履歴事項全部証明書」）

欠格事項に該当しない旨の誓約書（法人の役員の変更があった場合）（任意）

イ 事業所の名称及び所在地（添付書類不要）

ウ その業務に係る第一種特定製品の種類及び充塡・回収しようとするフロン類の種類

エ 回収の用に供する設備の種類（※）

（ウ、エの変更の場合における添付書類）

１. フロン類回収設備の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること）を証する書類

・ 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し

・ 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

2. フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

・申請書に記載された以下の項目について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。

〇 フロン類回収設備の種類

CFC 用、HCFC 用、HFC 用、CFC・HCFC 兼用、CFC・HFC 兼用、HCFC・HFC 兼用、CFC・HCFC・HFC 兼用

〇 回収設備の能力

200g/min 未満、200g/min 以上

（※） 回収の用に供する設備の種類の変更については、登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」に係る変更です。

例えば、下表のケース1のように設備の種類が変更した場合（1→0台、0→1台）は届出が必要ですが、ケース2のように設備の種類として変更がない場合（1→2台）は届出が不要です。

表 フロン類回収設備の種類の変更について

ケース	変更前		変更後		届出
1	CFC 用	1台	CFC 用	0台	必要
	HCFC 用	1台	HCFC 用	0台	
	CFC・HCFC 兼用	0台	CFC・HCFC 兼用	1 台	
2	CFC・HCFC・HFC 兼用	1台	CFC・HCFC・HFC 兼用	2台	不要

（3） フロン類充塡量・回収量等に関する記録 （参考様式）

第一種フロン類充塡回収業者は、フロン類の充塡量及び回収量等に関する記録を作成し、事業所に保存することが義務付けられています。

① 記録する内容

第一種フロン類充塡回収業者の記録する内容は、次のとおりです。

1） 充塡量等
・第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充塡した年月日
・当該充塡に係る整備を発注した管理者及び整備者の氏名又は名称及び住所
・第一種特定製品の設置に際して充塡した場合又はそれ以外の整備に際して充塡した場合の別ごとに、当該充塡に係る第一種特定製品の種類及び台数
・充塡したフロン類の種類ごとの量（回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充塡した量を除く※。※この場合でも充塡証明書の交付等は必要です。）

2） 回収量等
・第一種特定製品の整備又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合の別
・フロン類を回収した年月日
・当該回収に係る整備を発注した管理者及び整備者（廃棄の場合：廃棄等実施者及び引渡受託者）の氏名又は名称及び住所
・当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数
・回収したフロン類の種類ごとの量（第一種特定製品の整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充塡した量を除く※。※この場合でも回収証明書の交付等は必要です。）

3） 再生量等
・法第 50 条第 1 項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合においてフロン類を再生をした年月日
・再生をしたフロン類の種類ごとの量
・当該再生をしたフロン類を冷媒として充塡した年月日
・当該充塡に係る整備を発注した管理者の氏名又は名称及び住所
・当該再生をしたフロン類を充塡した量

4） 第一種フロン類再生業者への引渡量等
・フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日
・引き渡した相手方の氏名又は名称
・引き渡したフロン類の種類ごとの量

5） フロン類破壊業者への引渡量等
・フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日
・引き渡した相手方の氏名又は名称
・引き渡したフロン類の種類ごとの量

6） フロン類を施行規則第 49 条第 1 号に規定する者に引き渡した場合
・フロン類を施行規則第 49 条第 1 号に規定する者へ引き渡した年月日
・引き渡した相手方の氏名又は名称
・引き渡したフロン類の種類ごとの量

7） 施行規則第 49 条第 2 号に規定する者に引き渡した場合
・フロン類を施行規則第 49 条第 2 号に規定する者へ引き渡した年月日
・返却の年月日
・申請者の氏名又は名称及び住所
・引き渡したフロン類の種類ごとの量

（注） なお、記録する内容のうち「フロン類の種類」については、CFC、HCFC、HFCの区分のみならず、冷媒番号（R12、R134a等）を付記しても構いません（例：CFC（R12））。

また、「第一種特定製品の種類」についても同様に、日本商品分類名等の細かい分類（例えば、除湿器、ショーケース等）を付記しても構いません（例：エアコンディショナー（除湿器）、50kg以上製品（ショーケース））。

ただし、報告に際しては、登録申請の区分に従い報告しなければなりません。

② 記録は帳簿を備え、5 年間保存しなければなりません。

③ 帳簿は電子媒体により作成し、保存することができます（情報システムの安全対策等について確保するよう努めてください）。

（4） フロン類充塡量及び回収量等に関する報告 （様式第3）

第一種フロン類充塡回収業者は、様式第3により作成した報告書を年度終了後45日以内（5月15日まで）に県に提出しなければなりません。（年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで）

なお、充塡量及び回収量等の実績が無い場合であっても、報告する必要があります。

※登録を受けた都道府県ごとの報告になりますので、石川県内の区域（回収した場所）に関する充塡量及び回収量等を報告下さい。

（5） 廃業等の届出 （参考様式）

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日から 30 日以内に廃業等届を提出しなければなりません。

また、廃業等届と併せて、廃業した年度の 4 月1日から廃業日までの充塡量・回収量等を様式第3に記載し、提出しなければなりません。

該当する事項	届 出 者
ア 第一種フロン類充塡回収業を廃止した場合	第一種フロン類充塡回収業者であった、個人又は法人を代表する役員
イ 死亡した場合	その相続人
ウ 法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
エ 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
オ 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人

（6） 充塡証明書・回収証明書の交付（参考様式）

第一種フロン類充塡回収業者はフロン類の充塡・回収を行ったときは、その日から 30 日以内に当該第一種特定製品の管理者に「充塡証明書」、「回収証明書」を交付しなければなりません。

記載事項は以下のとおりです（⑧は充塡の場合のみ）。

① 整備を発注した第一種特定製品の管理者（当該管理者が第一種フロン類充塡回収業者である場合であって、かつ、当該管理者が自らフロン類を充塡した場合を含む。）の氏名又は名称及び住所
② フロン類を充塡した第一種特定製品の所在
③ フロン類を充塡した第一種特定製品を特定するための情報
④ フロン類を充塡した充塡回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
⑤ 充塡証明書の交付年月日
⑥ フロン類を充塡した年月日
⑦ 充塡したフロン類の種類ごとの量
⑧ 当該第一種特定製品の設置に際して充塡した場合又はそれ以外の整備に際して充塡した場合の別

※ 回収証明書については上記①～⑦の「充塡」を「回収」と読み替えたものです。

（7） その他参考資料

・点検整備記録簿の参考様式（管理者用）

・機器リストの参考様式（管理者用）

様式第２（第１１条関係）

第一種フロン類充填回収業者変更届出書

年　　月　　日

石川県知事　　　　　　　　　　　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
登録番号

第一種フロン類充填回収業者に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第３１条第 1 項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

第一種フロン類充填回収業者の廃業等届出書

年　　月　　日

石川県知事　　　　　　　　　　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
登録番号

第一種フロン類充填回収業については、廃止（死亡、合併により消滅、破産により解散、合併及び破産以外の理由により解散）したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第３３条第１項の規定により、届け出ます。

廃業等の理由	
廃業等年月日	

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第３（第５２条関係）

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

年　　月　　日

石川県知事　　　　　　　　　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
登録番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第４７条第３項の規定に基づき、次のとおり報告します。

ＣＦＣ						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
ＣＦＣを充塡した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
① 充塡した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
ＣＦＣを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
② 回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
③ 年度当初に保管していた量					kg	kg
④ 第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
⑤ フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑥ 法第５０条第１項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量					kg	kg
⑦ 第４９条第１号に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑧ 年度末に保管していた量					kg	kg
ＨＣＦＣ						
	(1)エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
ＨＣＦＣを充塡した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑨ 充塡した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1)エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
ＨＣＦＣを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑩ 回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑪ 年度当初に保管していた量					kg	kg
⑫ 第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
⑬ フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑭ 法第５０条第１項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量					kg	kg
⑮ 第４９条第１号に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑯ 年度末に保管していた量					kg	kg

ＨＦＣ

	(1)　エアコンディショナー		(2)　冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
ＨＦＣを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑰　充塡した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1)　エアコンディショナー		(2)　冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
ＨＦＣを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑱　回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑲　年度当初に保管していた量					kg	kg
⑳　第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
㉑　フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
㉒　法第５０条第１項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量					kg	kg
㉓　第４９条第１号に規定する者に引き渡した量					kg	kg
㉔　年度末に保管していた量					kg	kg

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

３　原則として、②＋③＝④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧、⑩＋⑪＝⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯、⑱＋⑲＝⑳＋㉑＋㉒＋㉓＋㉔となるようにすること。

４　第４９条第２号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

第一種フロン類充填回収業者記録参考様式

整備時

冷媒の種類〔CFC　HCFC　HFC〕

No.	管理番号	年月日	充填① 回収② 処理③ 自ら再生 充填④	設置時① 整備時②	第一種特定製品の所在 （充填・回収場所）			充填・回収／整備の発注者 処理／処理先（破壊・再生・省令49条業者、簡易再生フロン充填先）		第一種特定製品の整備者		充填・回収　台数/量						処理量				備考
					建物名	住所		氏名・名称	住所	氏名・名称	住所	エアコン		冷凍冷蔵		合計		破壊	再生	自ら再生	省令49条	
						県名						台	量(kg)	台	量(kg)	台	量(kg)	kg	kg	kg	kg	

第一種フロン類充填回収業者記録参考様式

廃棄時

冷媒の種類〔CFC　HCFC　HFC〕

No.	管理番号	年月日	回収① 処理② 自ら再生 充填③	第一種特定製品の所在 （回収場所）			回収／廃棄者等実施者 処理／処理先（破壊・再生・省令49条業者・簡易再生フロン充填）		第一種特定製品 引渡受託者		回収台数／量						処理量					保管	備考
				建物名	住所		氏名・名称	住所	氏名・名称	住所	エアコン		冷凍冷蔵		合計		破壊	再生	自ら再生	省令49条	自ら再生充填	kg	
					県名						台	量(kg)	台	量(kg)	台	量(kg)	kg	kg	kg	kg	kg		

（参考様式）

フロン類充填証明書

証明書No.

交付年月日	年　月　日			
充填した年月日	年　月　日			
充填したフロン類の種類	種類（R番号）	R－	GWP値	
充填したフロン類の量	充填量（kg）		内、回収戻し充填量（kg）	
設置時　整備時の別（どちらかに◯）	機器の整備時に充填		機器の新設時に現場充填	

整備を発注した管理者（機器の所有者等）	住　所	〒		
	氏名・名称			
管理担当者	住　所	〒		
	氏　名		部署名	
	電　話		e-mail	
充填した機器の所在	住　所	〒		
	施設の名称（建物名等）			
機器の特定情報	管理番号			
	型　番		製品番号	
第一種フロン類充填回収業者	住　所	〒		
	氏名・名称			
	電　話		登録番号	
充填作業者又は立会者（冷媒フロン類取扱技術者等）	氏　名		資格者番号	

機器の管理者の皆様へ
※この「充填証明書」は、算定漏えい量の計算に必要な書類となりますので、保存しておいてください。

（参考様式）

フロン類回収証明書

証明書No.

交付年月日	年　月　日			
回収した年月日	年　月　日			
回収したフロン類の種類・量	種類（R番号）	Rー	量（kg）	

整備を発注した管理者（機器の所有者等）	住　所	〒		
	氏名・名称			
管理担当者	住　所	〒		
	氏　名		部署名	
	電　話		e-mail	
回収した機器の所在	住　所	〒		
	施設の名称（建物名等）			
機器の特定情報	管理番号			
	型　番		製品番号	
第一種フロン類充塡回収業者	住　所	〒		
	氏名・名称			
	電　話		登録番号	
回収作業者又は立会者（冷媒フロン類取扱技術者等）	氏　名		資格者番号	

機器の管理者の皆様へ
※この「回収証明書」は、算定漏えい量の計算に必要な書類となりますので、保存しておいてください。

点検整備記録簿の例

冷媒漏えい点検・整備記録簿	年 月 日 ～ 年 月 日	管理番号		補足事項

機器の管理者	氏名・名称			
	住 所		系統名	
機器の所在	施設名称		TEL	
	住 所		TEL	
運転管理責任者			TEL	
点検等業者名住所			TEL	
			TEL	
			TEL	

設備製造者				
設置年月日	西暦 年 月 日			
使用機器	分類		型式	
	製番		用途	
	圧縮機の電動機定格出力（kW）			
冷媒量(kg)	合計充てん量	合計回収量	合計排出量	CO_2ﾄﾝ
			0.00	0.000
使用冷媒		初期総充填量（kg）		0.00

主要冷媒のGWP値	R11	R12	R32	R134a	R22	R123	R245fa	R502	R404A	R407A	R407C	R410A	R410B	R152a	R142b	R507A	
	4750	10900	675	1430	1810	77	1030	4660	3920	2110	1770	2090	2230	124	2310	3990	

作業年月日	点検・整備区分	充填量(kg)	回収戻し充填量(kg)	回収量（kg）	点検内容	点検結果	漏えい・故障の原因	漏えい・故障箇所	修理の内容	点検・修理・回収・充填業者名	技術者氏名	技術者No.	修理困難理由	修理予定日
	出荷時初期充填量													
	設置時追加充填量													
計														

出典：一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会

この記録簿は、「フロン排出抑制法」によって義務付けられた機器の履歴の記録・保存に対応した用紙です。
機器（室外機）毎に1枚作成します。

ここに期間を入力することによりその期間の「充填量」「回収量」「排出量」の集計ができる

点検整備記録簿の例

冷媒漏えい点検・整備記録簿

期間	2011 年 11 月 11 日 ～ 2018 年 4 月 3 日
管理番号	RGGN-6GMT-8YXA
補足事項	

機器の個別の管理番号です。
機器ごとに番号を分けてください。

区分	項目	内容		
管理者の機器	氏名・名称	(株)環境食品		
	住　所	〒123-4567　〇〇県〇〇市〇〇3-4-5	系統名	A－1
機器の所在	施設名称	スーパー環境　〇〇店	TEL	01－234－5678
	住　所	〒321-9876　〇〇県〇〇市〇〇9-87	TEL	01－222－3333
運転管理責任者		環境　太郎	TEL	01－222－3333
点検業者等名住所	冷凍空調設備㈱	〒222-0001　〇〇県〇〇市〇〇12-32	TEL	023－444－5555
	AB[illegible]設備㈱	〒233-0011　〇〇県〇〇市〇〇2321	T[illegible]	[illegible]
			T[illegible]	

点検や修理、充填・回収を実施した業者名、住所、電話番号

項目	内容			
設備製造者	〇〇〇〇冷凍機(株)			
設置年月日	西暦 2011 年 11 月 11 日			
使用機器	分類	コンデンシングユニット(ショーケース・冷蔵庫)	型式	AS023D
	製番	ED024-2007	用途	冷凍・冷蔵用
	圧縮機の電動機定格出力(kW)		8.5	

冷媒量(kg)	合計充てん量	合計回収量	合計排出量	CO2ﾄﾝ
	75.00	61.00	14.00	29.260
使用冷媒	R410A	初期総充填量(kg)	25.00	

色の部分は自動計算されます

一度回収したフロンを戻した（充填した）量

主要冷媒のGWP値	R11	R12	R32	R134a	R22	R123	R245[illegible]	R502	R404A	R407A	R407C	R410A	R410B	R152a	R142b		
	4750	10900	675	1430	1810	77	1030	4660	3920	2110	1770	2090	2230	124	2310		

作業年月日	点検・整備区分	充填量(kg)	回収戻し充填量(kg)	回収量（kg）	点検内容	点検結果	漏えい・故障の原因	漏えい・故障箇所	修理の内容	点検・修理・回収・充填業者名	技術者氏名	技術者No.	修理困難理由	修理予定日
	出荷時初期充填量	20.00												
2014/11/11	設置時追加充填量	5.00												
2014/11/11	設置時点検				ｼｽﾃﾑ漏えい試験（気密試験）	なし				冷凍空調設備（株）	佐藤太郎	1-11-1-0001000		
2015/7/10	呼出点検				直接法	あり	振動・共振	フレア継手部	その他(未実施)	冷凍空調設備（株）	佐藤太郎	1-11-1-0001000		
2015/7/11	漏えい修理	25.00	19.50	19.50	直接法	なし			増し締め	冷凍空調設備（株）	佐藤太郎	1-11-1-0001000		
2015/11/1	定期点検				間接法	なし				冷凍空調設備（株）	佐藤太郎	1-11-1-0001000		
2016/10/25	定期点検				間接法	兆候あり				冷凍空調設備（株）	佐藤太郎	1-11-1-0001000		
2016/10/26	漏えい修理	25.00	21.00	21.00	直接法	あり	経年腐食	ねじ部	部品交換 その他(ネジ)	冷凍空調設備（株）	田中次郎	1-11-1-0001012		
2017/3/14	呼出点検			20.50	直接法	あり	損傷（こすれ、亀裂など）	溶接部	溶接補修	冷凍空調設備（株）	田中次郎	1-11-1-0001012		
2017/3/15	整備(修理)後点検	25.00			ｼｽﾃﾑ漏えい試験（気密試験）	なし				冷凍空調設備（株）	田中次郎	1-11-1-0001012		
2017/10/20	定期点検				間接法	なし				ABC設備㈱	中村三郎	1-14-1-0123000		
2018/4/3	譲渡													
計		75.00	40.50	61.00										

＊

やむを得ない理由により充填した場合、その修理予定日（60日以内）

修理をせずに充填した場合のやむを得ない理由を記入

網掛け部分はすべてドロップダウンリストが表示され、選択できます。
（左ダブルクリックしてください）

行を追加する場合は、「行を挿入」し、挿入した行に他の行をコピーしてください。（ドロップダウンリストがそのままコピーされ使用できます）

期間を入力すると自動的に合計が計算されます

出典：一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会

機器リストの例

・自らが管理する第一種特定製品について、フロン類漏えい量の算定や報告の確認のため、事業所等ごとにとりまとめておく必要があります。なお、第一種特定製品の把握・整理の方法としては、各社で保有する既存の台帳、フロン排出抑制法第 16 条の下で実施される定期点検・簡易点検の機会、新規購入・廃棄の際の記録等を活用することが考えられます。

フロン排出抑制法対応　フロン冷媒機器リストアップ表

管理者名	株式会社カンキョウ商事	記録作成・保存	関東支社　店舗管理部	作成日	2015/3/15

管理番号	管理従事者	設置場所（名称）	設置場所（住所）	製造業者	設置年月日	製品分類	型式	製番	備考	用途	定格出力(kW)	冷媒種類	初期充填量(kg)
KK1020	空調一郎	カンキョウストア霞が関店	千代田区霞が関1-2-2	ケイザイ電機	2012/4/15	コンデンシングユニット	AA0000	BB0000		冷凍冷蔵	8	R404A	15
RZ2070	空調一郎	カンキョウストア霞が関店	千代田区霞が関1-2-2	ケイザイ電機	2012/4/15	冷凍冷蔵ユニット	AA1111	BB1111	1号機	冷凍冷蔵	1.1	R404A	2
RZ2071	空調一郎	カンキョウストア霞が関店	千代田区霞が関1-2-2	ケイザイ電機	2012/4/15	冷凍冷蔵ユニット	AA1111	BB1120	2号機	冷凍冷蔵	1.1	R404A	2
UY1098	空調一郎	カンキョウストア霞が関店	千代田区霞が関1-2-2	ケイザイ電機	2012/4/15	ビル用パッケージエアコン	CC2222	DD2222		空調	10	R410A	20